



平成 24 年 5 月 10 日

各 位

上場会社名 日 特 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 中 森 保
コード番号 1 9 2 9 (東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員経営企画室長
阿 部 義 宏
(電話番号) 0 3 - 3 5 4 2 - 9 1 6 4

単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更および株式併合 に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 65 期定時株主総会に、単元株式数の変更（1,000 株から 100 株に変更）、発行可能株式総数の変更（1 億 9,000 万株から 5,000 万株に変更）および普通株式の併合（4 株を 1 株に併合）について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本お知らせにあります単元株式数および発行可能株式総数の変更に係る定款変更案の具体的内容につきましては、本日付け「定款一部変更に関するお知らせ」をご参照下さいますようお願いいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 単元株式変更の理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを求めています。当社といたしましては、上場企業としてかかる趣旨を尊重するために普通株式の株式単位を 100 株といたします。この売買単位の変更により、投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整え、個人投資家層の増加を図ることも目的にしております。

(2) 単元株式数の変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の日程

取締役会決議日	平成 24 年 5 月 10 日
定時株主総会決議日	平成 24 年 6 月 28 日（予定）
単元株式数変更の効力発生日	平成 24 年 10 月 1 日（予定）

(4) 単元株式数変更の条件

下記 2. および 3. の当社の資本政策を一体的に実現するために、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の当社第 65 期定時株主総会において、本日付け「定款一部変更に関するお知らせ」に記載の乙種優先株式の廃止等に関する定款変更議案、本単元株式数変更および発行可能株式総数の変更に関する定款変更議案ならびに株式併合に関する議案が承認可決され、同株式併合の効力が生じることを条件といたします。

※上記の単元株式数の変更に伴い、平成 24 年 9 月 26 日以降、株式会社東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。

2. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数の変更の理由

当社は、第三者割当増資により平成 18 年 2 月 8 日付け甲種優先株式 250 万株、平成 20 年 1 月 18 日付け普通株式 8,000 万株、乙種優先株式 1,000 万株を発行し、これにより当社の財務体質および事業基盤の強化ができましたが、甲種優先株式、乙種優先株式が全株普通株式に転換されたこともあり平成 24 年 3 月 31 日現在の普通株式の発行済株式総数は、175,677,164 株となっております。また、当社の株価は、一時期低迷していたものの、現在上昇基調にあるものと判断しております。

今般、これまで行ってきた第三者割当増資などを含めた施策の実施により当社の財務状況および業績の向上を着実に実現している中で、株式希薄化への対策、および、さらなる株価上昇に向けた環境整備の一環として、発行済株式総数をより適正化するために下記 3. のとおり当社の発行済みの普通株式について 4 株を 1 株に併合する株式併合を行うとともに、発行可能株式総数を 1 億 9,000 万株から 5,000 万株に変更することといたしました。

この発行可能株式総数の変更を、上記 1. の単元株式数の変更および株式併合とあわせて実施することで、既存株主様の議決権等の権利や市場での売買の利便性が損なわれることがないように、あるいは、影響を受けないように最大限配慮しつつ、投資家の皆様に投資していただきやすい環境を実現することができるものと判断しております。

なお、発行可能株式総数につきましては、こうした目的の実現と今後当社に発生しうる資金需要に迅速に対応する必要性を勘案して決定いたしました。

(2) 発行可能株式総数の変更の内容

発行可能株式総数

変更前：1 億 9,000 万株

変更後：5,000 万株

(3) 発行可能株式総数の変更の日程

取締役会決議日	平成 24 年 5 月 10 日
定時株主総会決議日	平成 24 年 6 月 28 日 (予定)
発行可能株式総数の変更の効力発生日	平成 24 年 10 月 1 日 (予定)

(4) 発行可能株式総数の変更の条件等

上記 1. および下記 3. の当社の資本政策を一体的に実現するために、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の当社第 65 期定時株主総会において、本日付け「定款一部変更に関するお知らせ」に記載の乙種優先株式の廃止等に関する定款変更議案、本発行可能株式総数の変更および単元株式数の変更に係る定款変更議案ならびに株式併合に関する議案が承認可決され、同株式併合の効力が生じることを条件といたします。

なお、同定時株主総会において、乙種優先株式の廃止等に係る定款変更に伴い、発行可能株式総数は、一旦普通株式の発行可能株式総数である 1 億 8,000 万株とした後に 5,000 万株に変更することを予定しております。

3. 株式の併合

(1) 株式併合の目的

上記 2. のとおり、当社の財務状況および業績の向上を着実に実現している中で、株式希薄化への対策、および、さらなる株価上昇に向けた環境整備の一環として、発行済株式総数をより適正化するために株式併合を行うものであります。

本株式併合の方法は、当社の発行済株式について、4 株を 1 株に併合するものであります。既存株主様の議決権等の権利や市場での売買の利便性が損なわれることがないように、あるいは、影響を受けないように最大限配慮するため、既存株主様の上記 1. の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することを条件としており、単元株式数の変更 (10 分の 1) よりも、併合割合 (4 分の 1) を高く設定しております。また、本株式併合は上記 2. の発行可能株式総数の変更も条件にしております。

本株式併合により株式の保有機会を喪失される株主様におかれましては、これまで当社をご支援いただきましたことに御礼申し上げますとともに、株式の保有機会を失うこととなり、深くお詫び申し上げます。なお、株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、これを売却し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数に応じて交付いたします。

(2) 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
②併合比率 4株を1株に併合する
③減少株式数

発行済株式総数(平成24年3月31日現在)	175,677,164株
併合による減少株式数	131,757,873株
併合後の発行済株式総数	43,919,291株
併合後の発行可能株式総数	50,000,000株

- (注) 1. 発行可能株式総数が変更となるのは、株式併合とともに実施する発行可能株式総数の変更によるものです。
2. 当社の単元未満株式を有する株主の皆様は、会社法第192条および第193条ならびに当社株式取扱規程の定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式となる株式を売り渡すこと(買増)およびその単元未満株式を買取することを当社に請求することができます。

④株式併合により減少する株主数

平成24年3月31日現在の当社株主名簿を前提とした、株主構成の割合

保有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
4株未満	76名(0.60%)	80株(0.00%)
4株以上	12,555名(99.40%)	175,677,084株(99.99%)

(3) 株式併合の日程

取締役会決議日	平成24年5月10日
定時株主総会決議日	平成24年6月28日(予定)
株式併合公告日	平成24年9月14日(予定)
株式併合の効力発生日	平成24年10月1日(予定)

(4) 株式併合の条件

上記1. および2. の当社の資本政策を一体的に実現するために、平成24年6月28日開催予定の当社第65期定時株主総会において、本株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款一部変更議案が、承認可決されることを条件といたします。

以上